

## Lenovo Services 機器設置サービスのご提供条件

**注意：包装開封前に本ご提供条件をよくお読みになり、機器設置サービスの内容をご理解ください。**

本サービスをご利用いただくには、受領後60日以内に、「登録票記入要領」に従って、必要事項を登録票により登録していただく必要があります。「登録票記入要領」および「登録票」は、本パッケージに同封されています。

### 第1条 サービスの内容

#### 1. ご提供するサービス内容

レノボ・エンタープライズ・ソリューション株式会社(以下「Lenovo」といいます)は、お客様が新規に購入された登録票に記載の装置(以下「サービス対象機械」といいます。)に対し、お客様の機械設置場所(以下「機械設置場所」といいます。)において、以下の各作業を実施いたします。

- お客様の指示に従い、サービス対象機械を設置しケーブル接続作業を実施します。
- 一緒に購入されたオプション部品を取り付けます。
- 電源投入後エラーがないことを確認し必要に応じて最新のファームウェアを更新します。

#### 2. サービスのご提供時間

サービスの提供時間は、1日24時間 365日

なお、作業開始時間は、各作業がサービスの提供時間内に終了するように決定されます。

### 第2条 サービスの前提条件

1. お客様には、本サービスのお客様側責任者として適切なシステム管理者を1名、およびサービス対象機械の機種・型式・機械番号を登録票にてLenovoに登録していただきます。
2. 本サービスのサービス対象機械および対象プログラムは、LenovoのWeb [http://www.ibm.com/systems/jp/x/service/lenovo\\_services/](http://www.ibm.com/systems/jp/x/service/lenovo_services/) で本サービスの「サービス対象製品リスト」に掲載されているものに限定します。本製品リストは予告なく変更されることがあります。
3. 本サービスは、作業に必要なすべての機器およびプログラムがサービス提供場所に準備された後、作業を開始します。
4. 作業中、お客様への確認事項が発生する場合がありますので、サービス提供時には必ずお客様責任者の立会いをお願いいたします。
5. お客様には、本サービス実施のために必要となるシステムへのアクセスが可能な環境、作業場所、消耗品および庶務サービス等を提供していただきます。
6. お客様には、サービスの対象となる機器を設置するにあたり必要な場所、電源、ネットワーク、および耐震等の設備を提供していただきます。
7. 本サービスは、接続対象システム装置の装置およびサービス対象機械の機械について、いずれも新規にご購入頂いたものを対象とします。
8. 本サービスは、お客様に対する支援を目的とした準委任のサービスであり、本サービスの提供によりプログラムの実行に誤りがないこと、お客様の特定の使用目的を満たすこと、および本サービスの結果を保証するものではありません。

### 第3条 サービスの適用除外

本サービスは次のサービスおよび作業等を含みません。

1. 工事を伴う電源関連の作業、耐震工事、LAN ケーブルなどの敷設作業、ルーターなどのLAN 構成機器の設置作業、プリンターの設置作業
2. パーティション定義、ドライブ定義、などの、接続対象システム装置のOS上でディスクを使用可能とするための設定作業
3. 通知設定など監視およびセキュリティに関する設定
4. コピー機能などのバックアップ・リストア、複製に関する設定
5. サーバー・クラスターリング環境の設定
6. SAN Boot に関する設定
7. データの移行作業
8. サービス対象機械または対象プログラムの使用上の質問に対する回答
9. サービス対象機械または対象プログラムに起因する障害の対応
10. 既存ラック内の搭載済み機械のポジション変更に関わる作業
11. お客様既設の外部ディスク装置およびシステム装置に対する作業
12. 段ボール等梱包材の処分

### 第4条 サービス開始日およびサービス終了日

本サービスは、ご購入後1年以内に、1回に限り提供されます。

本サービスの開始日は、Lenovoが登録票を受領後作業日を協議し決定します。

サービスの終了日は、Lenovoからお客様へ「TSSサービス票」を提出した日またはご購入後1年経過した日、のいずれか早い方とします。

### 第5条 請求およびお支払い条件

お客様には本サービスをLenovoから購入された場合はLenovo所定の条件、Lenovoビジネス・パートナーから購入された場合にはLenovoビジネス・パートナー所定の条件に基づきお支払いいただきます。

### 第6条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途Lenovo所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

### 第7条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、Lenovoがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)は、両当事者間で別途締結するLenovo所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. お客様は、LenovoおよびLenovoの関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、Lenovoが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はLenovoとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、LenovoおよびLenovoの関連会社の委託先、IBMビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

### 第8条 責任の制限

本サービスに関するLenovoの責任およびLenovoに対するお客様の救済手段の範囲は、次の各号に定めるものとします。

1. お客様がLenovoの履行または不履行を原因とする救済を求めるすべての場合において、Lenovoの損害賠償責任は、請求の原因を問わず実際に発生した通常かつ直接の損害に対してのみ損害発生時の直接原因となった本サービスの料金を限度額とする金銭賠償に限って、責任を負うものとします。
2. Lenovoは、いかなる場合にも、Lenovoの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、Lenovoの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ、プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負わないものとします。

### 第9条 その他

1. お客様は、自己および自己の業務処理のために本サービスの提供を受けるものとし、Lenovoの書面による事前の同意がない限り本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡、移転または本サービスを再販することはできません。
2. Lenovoは、Lenovoが選択する第三者を使用して本契約に定める本サービスを提供することがあります。
3. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅するものとします。
4. 本サービスの提供に関連して、Lenovoの提供するデータはLenovoが信頼できるとみなした原資料から作成されるものですがLenovoは、その正確性、完全性または有用性について保証するものではありません。またお客様による本サービスの使用結果はお客様の責任とします。
5. お客様またはLenovoに本契約の違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には、相手方は本契約を解約できるものとします。
6. お客様には、登録票またはそのコピーをお客様の責任において管理していただきます。
7. この契約条項は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原 UDX 10F

TEL : 0120-13-0984 (番号案内)

04-15 Printed in Japan

・使用は事前の予告なしに変更する場合があります。

・製品、サービス等詳細については、弊社もしくは、Lenovo  
ビジネスパートナーの営業担当員にご相談ください。